

IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し県が講じた措置及び講じようとする措置の内容

1 行政の対応状況等

(1) 倒産に至るまでの対応

① 操業開始以来、立入検査や地元住民の指摘などにより、

- 処分場（No. 1）に対する種別（安定型、管理型）の取扱い
- 処分場の技術管理者の未設置（昭和58年7月に資格取得）
- 廃棄物処理法違反（昭和58年7月、帳簿備え付け義務違反で5万円の罰金刑）
 - ・地元住民から警察への情報提供（昭和57年6月頃）
- 処分場（No. 3、No. 4）及び焼却炉（1.04t／日）の事後届出（昭和60年5月）
- 蒲の沢における滲出水の発生（昭和62年～63年）
 - ・地元住民からの苦情（昭和62年9月）
 - ⇒ 集水施設及び水処理施設の設置、遮水壁（総延長642.8m）の設置
- 悪臭問題の発生（平成2年4月、煙突の嵩上げ等）
 - ・地元住民が県議会に「悪臭対策」の陳情書提出（平成2年6月）
- 大館沢における滲出水の発生（平成4年3月、回収措置）
 - ・地元住民からの情報提供（平成4年2月）
- 処分場（No. 10）の崩落（平成7年7月）
 - ・地元住民が、処分場において無許可の規模変更があったとして、事業者を告発（平成7年8月）
 - ⇒ 平成10年2月不起訴処分決定
- 道路側溝（平成7年9月）及び国有地（平成7年11月）への無断放流
 - ・県土木事務所の通報（平成7年9月）、地元住民からの調査依頼による立入検査（平成7年11月）
- 処分場（No. 11）の漏水の発生（平成9年5月、使用停止命令、改善命令）
 - ・地元住民の申し入れに基づく立入検査（平成9年5月）

など様々な問題が提起されてきた。

② これに対して、県では、廃棄物処理法のもとで、是正・改善措置等の指示などを行うとともに、同法第18条の規定に基づき、蒲の沢や大館沢などにおける環境整備工事（集水工事等）、遮水壁の築造工事、焼却炉の改修工事などの状況について報告を求めるなどして、その適正処理について指導を行ってきた。

③ 一方、地元住民の代表的な団体である「浅内地区公害対策委員会（平成2年7

月発足、平成7年8月解散)」に対しては、適宜、説明会等を開催し、各種データを公表するなど、地元住民の不安感の払拭に努めてきたが、同委員会の解散などを契機として、住民説明会等は開催されない状況となっていた。

- ④ 平成5年12月の産業廃棄物処分業の更新許可に当たっては、「能代の産廃を考える会」から更新許可を認めないよう要望されていたが、

- 更新の許可に関する基準に合致していること
- 蒲の沢などの滲出水の防止策を含めて、施設全体の環境保全対策が必要であること

等との観点から、「遮水壁を築造すること」などの条件を付して、更新の許可を行った。

- ⑤ また、平成7年6月の処分場の設置許可に当たっては、漏水防止対策が確立するまで許可しないよう地元住民団体から要望されていたが、

- 廃棄物処理法に定める基準に合致していること
- 平成5年7月に締結された能代市、浅内地区公害対策委員会、事業者の3者による「環境保全協定」は、将来計画として示された処分場の設置を認めることを前提として成立したものと認識していたこと

などの状況を踏まえ、処分場の設置を許可した。

- ⑥ この設置許可に対しては、「浅内自治会」や「能代の産廃を考える会」等が、平成7年9月に、処分場の構造、住民同意、事業者の適格性などについて違法性があるとして、許可を取り消すことを求めて秋田地方裁判所に提訴していたが、平成14年10月の弁論準備において、裁判所から「判決以外の解決方法」について提案された。

この提案を受け、原告・被告双方が和解に向けて協議を重ねてきた結果、平成16年5月に裁判所から和解条項案が提示され、同年7月に和解が成立した。

(2) 倒産以降における対応

- ① 平成10年度

- ・平成10年12月8日 ～ 12月24日

民法第697条（事務管理）の規定に基づき、最終処分場内に滞留している汚水や処理水を委託処理するなどの環境保全対策を行った。

- ・平成10年12月25日 ～ 平成11年3月31日

事業者の破産宣告日以降は、地方自治法第2条の規定に基づき、公共の福祉の観点から汚水処理等の維持管理を実施した。

- ・平成11年1月21日 ～ 3月31日

廃棄物処理法に基づく行政代執行により、大量に保管されているドラム缶・シュレッダーダストを撤去するとともに、能代市公共下水道への接続工事、水処理施設の整備等を行った。

- 施設の使用停止命令（平成10年12月8日）
 - ⇒ 管理型処分場及び中間処理施設の使用を停止（平成10年12月26日まで）
- ドラム缶の撤去等に係る廃棄物処理法に基づく措置命令（平成10年12月8日）
 - ⇒ 県自らによる撤去作業の開始（平成11年1月21日）
- 浸出液による汚染防止に係る廃棄物処理法に基づく措置命令（平成11年1月14日）
 - ⇒ 県自らによる支障の除去の措置に着手（平成11年2月1日）
- 産業廃棄物処理業の許可の取り消し（平成11年3月18日）
 - ・平成8年10月29日付けで許可を受けた産業廃棄物収集運搬業及び平成10年8月11日付けで許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業の許可の取り消し

- ② 平成11年度 ～ 平成17年1月

- ・平成11年4月1日 ～ 平成17年1月31日

地方自治法に基づき、維持管理等の環境保全対策を実施した。

- ③ 平成17年2月以降

- ・平成17年2月1日 ～ 現在

原因者に対する責任を追及するとともに、実施計画に基づく「特定支障除去等事業」等により、維持管理等の環境保全対策を実施している。

表－9 原因者に対する責任の追及と行政代執行等

命令日等	対象者	措置内容
平成16年7月2日	事業者	処分場の設置許可の取り消し ⇒ 平成7年6月26日付けで許可を受けた最終処分場の設置許可の取り消し

平成１７年１月３１日	事業者	汚染地下水の汲み上げ処理等の処分場の維持管理及び遮水壁の構築等に係る措置命令 ⇒ 県が維持管理を開始（平成１７年２月１日）、遮水壁の構築等を開始（平成１７年３月１１日）
平成１７年３月１０日	事業者	施設の設置許可の取り消し ⇒ 平成３年の廃棄物処理法の一部改正に伴い、みなし許可を受けた最終処分場及び焼却施設の設置許可の取り消し
平成１９年３月１５日	元経営者	汚染地下水の汲み上げ処理等の処分場の維持管理並びに廃油入りドラム缶の撤去及び遮水壁の構築等に係る措置命令 ⇒ 県が維持管理を開始（平成１９年４月３日）、遮水壁の構築等を開始（平成１９年４月３日）、ドラム缶の撤去等を開始（平成１９年７月３０日）
平成１９年６月４日	元経営者	措置命令違反で告発 ⇒ 平成２２年１月に、略式命令により罰金５０万円の刑が確定
平成２０年２月２２日	－	国有地ため池等を県有地化 ⇒ 能代産業廃棄物処理センター内のため池や水路等の県有地化により、新たな最終処分場の建設に歯止め
平成２０年４月１日	－	遮水壁内側の土地の形質変更を制限 ⇒ 遮水壁の内側を廃棄物処理法第１５条の１７第１項に規定する指定区域に指定し、知事が土地の形質変更を制限
平成２０年６月１１日	関連法人及びその代表者	汚染地下水の汲み上げ処理等の処分場の維持管理に係る措置命令 ⇒ 県が維持管理を開始（平成２０年

行政代執行及び事務管理に要した費用については、原因者に3,128,815,587円を請求するとともに（平成24年12月末日現在）、次の措置を講じた結果、28,527,689円（平成24年12月末日現在）を徴収した。

- 元経営者の土地の差押（平成20年2月、3月）
- 元経営者の年金の差押（平成20年3月）
- 関連法人のマンション敷金の差押（平成20年10月）
- 元経営者、関連法人及びその代表者の普通預金の差押（平成21年～22年）
- 元経営者及び関連法人代表者のゴルフ会員権の差押（平成22年4月）
- 元経営者及び関連法人代表者の生命保険解約返戻金等の差押（平成22年7月）
- 事業者の資産（土地及び建物）の差押（平成23年3月）
- 破産財団からの配当金（平成23年3月）
- 元経営者等の所在確認及び資産調査の実施

また、平成16年7月23日に、地元住民5団体、能代市浅内財産区及び能代市と「能代産業廃棄物処理センターの環境保全等に関する協定書」を締結し、地元と連携して能代産業廃棄物処理センター問題の解決に当たっている。

平成16年8月には、協定当事者からなる能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会を設立し、関係者が一堂に会し、情報提供、意見交換する場を設けた。環境対策協議会は、年度当初に前年度の水質調査データの報告及び当該年度の環境保全対策の説明、意見交換を行い、年度後半に次年度の環境保全対策の説明、意見交換を行っているほか、必要に応じて開催し、地元の意見を聴きながら環境保全対策を実施している。

④ 環境保全対策費

県が平成23年度までに維持管理等の環境保全対策に要した費用は、表－10に示すとおり、約46億円となっている。

表－10 環境保全対策費

年 度	金 額	年 度	金 額
平成10年度	12億 600万円(※1)	18年度	7億4100万円
11年度	1億1300万円	19年度	12億3200万円

12年度	1億 100万円	20年度	1億3700万円
13年度	9400万円	21年度	6600万円
14年度	1億1500万円	22年度	5800万円
15年度	1億4100万円	23年度	8000万円
16年度	1億1000万円	合 計	45億6400万円(※2)
17年度	3億7000万円	24年度	1億9300万円(※3)

(※1)：行政代執行に要した費用は11億6200万円（うち、国庫補助額が3億6200万円）となっており、このうち5億9200万円は財団債権として認められている。

(※2)：平成16年度から平成23年度までに行った特定支障除去等事業費は、23億7100万円となっている。

(※3)：当初予算額となっている。

2 今後講じようとする措置等

(1) 行政代執行等に要した費用の徴収

① 平成10年12月の倒産当初は、廃棄物処理法に基づく措置命令や行政代執行等のプロセスを踏む間もなく緊急対応が求められる状況にあったことなどから、民法第697条（事務管理）の規定に基づき、最終処分場内に滞留している汚水の処理委託及び処理水の地元自治体への委託処理などの環境保全対策を講じた。この事務管理に要した費用（18,263千円）については破産債権として認められたものの、配当はなかった。

② 平成10年12月8日、平成11年1月14日及び平成17年1月31日に、事業者に対して、廃棄物処理法に基づく措置命令を行ったが、事業者は命令に係る措置を講ぜず、また、その後も講ずる見込みがないため、県自らがその支障の除去等の措置を講じた。その行政代執行に要した費用（2,903,198千円）については、財団債権として認められ28,015千円の弁済があったものの、その後事業者は破産廃止となった。

また、平成19年3月15日には元経営者に対し、平成20年6月11日には関連法人及びその代表者に対して、措置命令を発出したが、ともに措置を講ずる見込みがないため、県自ら処分場の維持管理等の措置を講じた。その行政代執行に要した費用（1,507,687千円）については、預金や生命保険の解約により、512千円を徴収している。

③ これまでに上記の措置を講じてきたところだが、現時点では、確実に徴収できる費用はない。引き続き、関係者に支払いを求めるとともに、資産調査並びに差し押さえた土地及び建物の換価等により費用の徴収に努めていく。

なお、原因者から費用を徴収した場合には、出えん額又は国の補助金額を特定支障除去等事業に要する費用で除し、その割合を当該徴収額に乗じて得られる額を適正処理推進センター又は国に返還することとする。

(2) 原因者の責任の追及

① 事業者が破産以降、県では、地方自治法第2条の規定に基づき、公共の福祉の観点から汚水処理等の維持管理を行ってきているが、平成15年6月の産廃特措法の制定を踏まえ、改めて廃棄物処理法第19条の5の規定に基づき、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分を行った者に対する措置命令を発出し、原因者である事業者等の責任を追及した。

また、元経営者、関連法人及びその代表者に対しても措置命令を発出したほか、平成19年6月には、元経営者を措置命令違反で刑事告発した（平成22年1月に、罰金50万円の刑に処されている）。

平成25年度以降についても、必要に応じ新たな措置命令を発出し、原因者の

責任を追及していく。原因者が命令に係る措置を講ぜず、また、講ずる見込みがない場合は、直ちに県自らが支障の除去等の措置を講じ、行政代執行に要した費用を求償する方針であるが、事業者に係る費用については、換価すべき財産も少ないこと等から、現時点では、確実に徴収できる費用はない。

- ② また、排出事業者についても、マニフェスト等の関係帳簿の精査等により、委託基準違反等の事実が判明した場合は、当該排出事業者に対しても廃棄物処理法第19条の5及び同法第19条の6の規定に基づく措置命令を発出し、責任を追及する。

なお、行政代執行の着手後に不適正処分に関与した者が判明した場合の求償権を担保するため、平成17年2月1日付けで、廃棄物処理法第19条の8第1項後段の規定に基づく公告を行った。

しかしながら、事業者が倒産した際、マニフェスト等の関係帳簿の精査等を行ったが、排出事業者の委託基準違反等を示す証拠は確認できず、その後も現在に至るまで、新たな物証は見つかっていない。こうしたことから、現時点でこれらの者から確実に徴収できる費用はないが、今後も調査等を行いながら、排出事業者による自主的な措置が講じられるように努めていく。